

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月20日
【中間会計期間】	第123期中（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）
【会社名】	株式会社大光銀行
【英訳名】	THE TAIKO BANK,LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 川合 昌一
【本店の所在の場所】	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6
【電話番号】	(0258)36-4111番(代表)
【事務連絡者氏名】	総合企画部長 近藤 慎一
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区池袋二丁目40番13号 株式会社大光銀行 総合企画部・東京事務所
【電話番号】	(03)3984-3824番(代表)
【事務連絡者氏名】	関東地区本部長兼東京支店長兼総合企画部東京事務所長 大屋 哲夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大光銀行 東京支店 (東京都豊島区池袋二丁目40番13号) 株式会社大光銀行 川口支店 (埼玉県川口市本町三丁目6番22号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度中間 連結会計期間	2023年度中間 連結会計期間	2024年度中間 連結会計期間	2022年度	2023年度
		(自 2022年 4月1日 至 2022年 9月30日)	(自 2023年 4月1日 至 2023年 9月30日)	(自 2024年 4月1日 至 2024年 9月30日)	(自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日)	(自 2023年 4月1日 至 2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	12,088	11,001	11,057	21,844	21,968
連結経常利益	百万円	1,769	2,056	2,678	2,238	3,285
親会社株主に帰属する中間 純利益	百万円	952	1,197	1,806		
親会社株主に帰属する当期 純利益	百万円				1,280	1,716
連結中間包括利益	百万円	2,784	334	25		
連結包括利益	百万円				3,409	5,006
連結純資産額	百万円	74,443	73,046	77,971	73,601	78,165
連結総資産額	百万円	1,669,868	1,638,197	1,687,416	1,605,289	1,625,132
1株当たり純資産額	円	7,798.31	7,605.75	8,109.61	7,705.97	8,140.59
1株当たり中間純利益	円	100.79	126.16	189.68		
1株当たり当期純利益	円				135.45	180.55
潜在株式調整後1株当たり 中間純利益	円	99.52	124.65	187.44		
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	円				133.62	178.39
自己資本比率	%	4.41	4.42	4.58	4.54	4.76
営業活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	52,711	37,014	67,030	139,400	1,598
投資活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	32,082	9,757	4,093	6,615	19,399
財務活動によるキャッ シュ・フロー	百万円	296	294	302	589	592
現金及び現金同等物の中間 期末(期末)残高	百万円	152,652	131,330	148,608	104,368	85,974
従業員数	人	824	810	916	813	793
[外、平均臨時従業員数]		[433]	[405]	[286]	[423]	[402]

(注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 従業員数が当中間連結会計期間末において、2023年度末比123名増加しております。グループ中核企業である株式会社大光銀行の人事制度改正により、2024年4月1日付けで事務嘱託113名が正行員に転換したことによるものです。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第121期中	第122期中	第123期中	第121期	第122期
決算年月		2022年9月	2023年9月	2024年9月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	11,907	10,817	10,833	21,471	21,558
経常利益	百万円	1,726	2,025	2,620	2,158	3,213
中間純利益	百万円	947	1,188	1,790		
当期純利益	百万円				1,262	1,689
資本金	百万円	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数	千株	9,671	9,671	9,671	9,671	9,671
純資産額	百万円	73,436	72,318	76,512	72,903	76,733
総資産額	百万円	1,668,176	1,636,720	1,685,188	1,603,810	1,622,888
預金残高	百万円	1,439,001	1,438,441	1,448,513	1,411,377	1,399,918
貸出金残高	百万円	1,106,732	1,131,311	1,147,543	1,133,627	1,148,432
有価証券残高	百万円	365,898	334,301	354,305	320,353	352,851
1株当たり配当額	円	25.00	25.00	30.00	50.00	50.00
自己資本比率	%	4.39	4.41	4.53	4.53	4.71
従業員数	人	812	799	905	801	783
[外、平均臨時従業員数]		[433]	[404]	[284]	[423]	[401]

(注) 1. 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 従業員数が2024年9月末において、2024年3月末比122名増加しております。当行の人事制度改正により、2024年4月1日付けで事務嘱託113名が正行員に転換したことによるものです。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間におけるわが国の経済を顧みますと、物価の上昇などの影響から個人消費の持ち直しに足踏みがみられましたが、生産や設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、全体としては緩やかな回復が続きました。

当行グループの主たる営業基盤である新潟県の経済につきましては、原材料高の影響などから生産や個人消費の一部で弱い動きがみられましたが、設備投資に持ち直しの動きがみられるなど、全体としては緩やかな持ち直しが続きました。

このような経済状況のもとで、当行グループの当中間連結会計期間の連結経営成績につきましては、経常収益は、その他経常収益が減少したものの、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加による資金運用収益の増加や役員取引等収益の増加などにより、前年同期比56百万円増加の110億57百万円となりました。経常費用は、資金調達費用や営業経費が増加したものの、その他業務費用やその他経常費用が減少したことなどにより、前年同期比5億66百万円減少の83億79百万円となりました。

以上の結果、経常利益は、前年同期比6億22百万円増加の26億78百万円となりました。

親会社株主に帰属する中間純利益につきましては、前年同期比6億9百万円増加の18億6百万円となりました。

当中間連結会計期間末における連結財政状態につきましては、総資産は1兆6,874億16百万円（前年度末比622億84百万円増加）、純資産は779億71百万円（前年度末比1億94百万円減少）となりました。主要科目につきましては、貸出金は1兆1,472億10百万円（前年度末比8億74百万円減少）、有価証券は3,545億76百万円（前年度末比14億53百万円増加）、預金等（預金＋譲渡性預金）は1兆4,788億84百万円（前年度末比410億91百万円増加）となりました。

国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は国内業務部門75億36百万円（合計に対する割合95.3%）、国際業務部門3億74百万円（合計に対する割合4.7%）となりました。

役務取引等収支は国内業務部門7億95百万円（合計に対する割合99.8%）、国際業務部門1百万円（合計に対する割合0.2%）となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	7,190	243	-	7,434
	当中間連結会計期間	7,536	374	-	7,910
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	7,266	290	2	7,554
	当中間連結会計期間	7,782	428	8	8,202
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	75	46	2	120
	当中間連結会計期間	246	54	8	292
役務取引等収支	前中間連結会計期間	795	1	-	797
	当中間連結会計期間	795	1	-	797
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,774	6	-	1,781
	当中間連結会計期間	1,800	6	-	1,806
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	978	4	-	983
	当中間連結会計期間	1,004	5	-	1,009
その他業務収支	前中間連結会計期間	358	5	-	352
	当中間連結会計期間	49	3	-	45
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	55	5	-	61
	当中間連結会計期間	64	3	-	68
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	413	-	-	413
	当中間連結会計期間	114	-	-	114

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 「相殺消去額()」は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

4. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用（前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間0百万円）を控除して表示しております。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務を中心に18億6百万円となりました。

また、役務取引等費用は、国内業務部門を中心に10億9百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,774	6	-	1,781
	当中間連結会計期間	1,800	6	-	1,806
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	608	-	-	608
	当中間連結会計期間	554	-	-	554
うち為替業務	前中間連結会計期間	266	5	-	272
	当中間連結会計期間	267	5	-	273
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	17	-	-	17
	当中間連結会計期間	14	-	-	14
うち代理業務	前中間連結会計期間	17	-	-	17
	当中間連結会計期間	15	-	-	15
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	2	-	-	2
	当中間連結会計期間	2	-	-	2
うち保証業務	前中間連結会計期間	22	1	-	23
	当中間連結会計期間	18	1	-	19
うち投信・保険窓販業務	前中間連結会計期間	519	-	-	519
	当中間連結会計期間	634	-	-	634
役務取引等費用	前中間連結会計期間	978	4	-	983
	当中間連結会計期間	1,004	5	-	1,009
うち為替業務	前中間連結会計期間	25	4	-	30
	当中間連結会計期間	26	5	-	31

(注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。

ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。

2. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

国内・国際業務部門別預金残高の状況
預金の種類別残高（未残）

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,437,986	432	-	1,438,418
	当中間連結会計期間	1,448,178	298	-	1,448,476
うち流動性預金	前中間連結会計期間	789,077	-	-	789,077
	当中間連結会計期間	797,000	-	-	797,000
うち定期性預金	前中間連結会計期間	646,617	-	-	646,617
	当中間連結会計期間	647,387	-	-	647,387
うちその他	前中間連結会計期間	2,291	432	-	2,723
	当中間連結会計期間	3,790	298	-	4,088
譲渡性預金	前中間連結会計期間	31,372	-	-	31,372
	当中間連結会計期間	30,407	-	-	30,407
総合計	前中間連結会計期間	1,469,358	432	-	1,469,790
	当中間連結会計期間	1,478,586	298	-	1,478,884

- (注) 1. 「国内業務部門」は当行及び連結子会社の円建取引、「国際業務部門」は当行の外貨建取引であります。
ただし、円建対非居住者取引等は国際業務部門に含めております。
2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金
4. 国内業務部門、国際業務部門とも連結相殺消去後の計数を表示しております。

貸出金残高の状況

業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内（除く特別国際金融取引勘定分）	1,130,964	100.00	1,147,210	100.00
製造業	86,945	7.69	93,080	8.11
農業，林業	6,526	0.58	6,159	0.54
漁業	512	0.04	447	0.04
鉱業，採石業，砂利採取業	1,420	0.12	1,350	0.12
建設業	60,004	5.31	58,989	5.14
電気・ガス・熱供給・水道業	9,368	0.83	9,580	0.83
情報通信業	4,410	0.39	4,670	0.41
運輸業，郵便業	21,715	1.92	24,464	2.13
卸売業，小売業	78,152	6.91	77,557	6.76
金融業，保険業	106,106	9.38	107,005	9.33
不動産業，物品賃貸業	150,660	13.32	158,225	13.79
サービス業等	99,557	8.80	102,892	8.97
地方公共団体	132,748	11.74	121,566	10.60
その他	372,832	32.97	381,218	33.23

- (注) 1. 「国内」とは、当行及び連結子会社であります。
2. 海外店分及び特別国際金融取引勘定分は該当ありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローの状況は以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金及び借入金（劣後特約付借入金を除く）の増加などにより670億300万円の流入（前年同期比300億16百万円の流入増加）となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得などにより40億93百万円の流出（前年同期比56億64百万円の流出減少）となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などにより3億2百万円の流出（前年同期比8百万円の流出増加）となりました。

これにより当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物は前連結会計年度末比626億34百万円増加し、1,486億8百万円となりました。

(3) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」中の重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当行グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間連結会計期間において、当行グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

当中間連結会計期間において、研究開発活動に関しては該当事項はありません。

(7) 主要な設備

当中間連結会計期間において計画中である重要な設備の新設等は次のとおりであります。

新設等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月
						総額	既支払額			
当行	新津 支店	新潟県 新潟市	新築	銀行業	店舗の 移転	585	249	自己資金	2024年 7月	2025年 5月

(注) 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.34
2. 連結における自己資本の額	752
3. リスク・アセットの額	9,011
4. 連結総所要自己資本額	360

単体自己資本比率（国内基準）

（単位：億円、％）

	2024年9月30日
1. 自己資本比率（2/3）	8.30
2. 単体における自己資本の額	746
3. リスク・アセットの額	8,988
4. 単体総所要自己資本額	359

（資産の査定）

（参考）

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（1998年法律第132号）第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債（当行が当該社債の元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（1948年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額の

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額（億円）	金額（億円）
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	30	34
危険債権	245	233
要管理債権	2	0
正常債権	11,230	11,403

3 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	20,000,000
計	20,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2024年11月20日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	9,671,400	9,671,400	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	9,671,400	9,671,400	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当行は、当中間会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2024年6月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	当行取締役(監査等委員である取締役を除く) 7
新株予約権の数(個)	3,342(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 33,420(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自2024年7月13日 至 2054年7月12日 ただし、行使期間の最終日が当行の休業日にあたる時は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,426 資本組入額 713
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2024年7月12日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という。)は、10株とする。

2. 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権の割当日後、当行が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割または株式併合の比率

また、上記のほか、割当日後、当行が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転、株式の無償割当等を行い、付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、取締役会の決議により必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 各新株予約権の一部行使は認めない。

(2) 新株予約権者は、行使期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

(3) 当行は、新株予約権者が次の各号の一に該当した場合、新株予約権の全部または一部を行使することができない旨を決定することができる。

新株予約権者が、当行取締役を解任された場合。

新株予約権者が、会社法第331条第1項第3号または第4号に該当した場合。

新株予約権者が、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に違反した場合、または在任中の故意または過失により当行に損害を与え、もしくは信用を毀損したと当行取締役会が認めた場合。

新株予約権者が、書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合。

(4) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところにより、新株予約権を承継し、その権利を行使できるものとする。

(5) その他の行使の条件については、当行と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行は、当行を消滅会社、分割会社もしくは資本下位会社とする組織再編を行う場合において、組織再編を実施する際に定める契約書または計画書等の規定に従い、新株予約権者に対して、当該組織再編に係る存続会社、分割承継会社もしくは資本上位会社となる株式会社の新株予約権を交付することができる。ただし、当該契約書または計画書等において別段の定めがなされる場合はこの限りではない。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年4月1日～ 2024年9月30日	-	9,671	-	10,000	-	8,208

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社日本カストディ銀行 (信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	457	4.80
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	402	4.22
大光従業員持株会	新潟県長岡市大手通一丁目5番地6	323	3.39
SBI地銀ホールディングス株式 会社	東京都港区泉ガーデンタワー19階	268	2.81
株式会社第四北越銀行	新潟県新潟市中央区東堀前通七番町1071番 地1	224	2.35
鈴木 高幸	東京都北区	163	1.71
株式会社東和銀行	群馬県前橋市本町二丁目12番6号	148	1.55
株式会社大東銀行	福島県郡山市中町19番1号	142	1.49
セコム上信越株式会社	新潟県新潟市中央区新光町1番地10	126	1.32
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行 東京支店 カストディ業務部)	1 - 3 PLACE VALHUBERT 7501 3 PARIS FRANCE (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	125	1.31
計		2,382	24.99

(注) 上記の他、株式会社大光銀行名義の自己株式141千株(発行済株式総数に対する所有株式の割合1.45%)があります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 141,100	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,499,200	94,992	同上
単元未満株式	普通株式 31,100	-	1単元(100株) 未満の株式
発行済株式総数	9,671,400	-	-
総株主の議決権	-	94,992	-

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社大光銀行	新潟県長岡市大手 通一丁目5番地6	141,100	-	141,100	1.45
計		141,100	-	141,100	1.45

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はありません。

第4【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自2024年4月1日 至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1【中間連結財務諸表】

(1)【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	4 85,979	4 148,613
金銭の信託	2,966	2,956
有価証券	1, 2, 4, 8 353,123	1, 2, 4, 8 354,576
貸出金	2, 3, 4, 5 1,148,084	2, 3, 4, 5 1,147,210
外国為替	2 2,305	2 1,899
その他資産	2, 4 12,624	2, 4 10,549
有形固定資産	6, 7 14,668	6, 7 14,412
無形固定資産	864	796
退職給付に係る資産	3,724	3,846
繰延税金資産	1,941	2,500
支払承諾見返	2 4,435	2 5,432
貸倒引当金	5,587	5,376
資産の部合計	1,625,132	1,687,416
負債の部		
預金	1,399,881	1,448,476
譲渡性預金	37,912	30,407
債券貸借取引受入担保金	4 23,998	4 29,816
借入金	4 70,200	4 80,500
外国為替	14	27
その他負債	8,189	12,476
賞与引当金	413	435
役員賞与引当金	10	17
睡眠預金払戻損失引当金	328	321
偶発損失引当金	140	170
再評価に係る繰延税金負債	6 1,440	6 1,362
支払承諾	4,435	5,432
負債の部合計	1,546,966	1,609,445
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
利益剰余金	56,902	58,638
自己株式	312	294
株主資本合計	74,798	76,553
その他有価証券評価差額金	542	2,334
土地再評価差額金	6 2,813	6 2,637
退職給付に係る調整累計額	439	430
その他の包括利益累計額合計	2,710	733
新株予約権	139	149
非支配株主持分	516	535
純資産の部合計	78,165	77,971
負債及び純資産の部合計	1,625,132	1,687,416

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	11,001	11,057
資金運用収益	7,554	8,202
(うち貸出金利息)	5,738	5,962
(うち有価証券利息配当金)	1,684	2,036
役務取引等収益	1,781	1,806
その他業務収益	61	68
その他経常収益	1,604	1,979
経常費用	8,945	8,379
資金調達費用	120	292
(うち預金利息)	75	238
役務取引等費用	983	1,009
その他業務費用	413	114
営業経費	2,587	2,607
その他経常費用	3,152	3,885
経常利益	2,056	2,678
特別利益	-	54
固定資産処分益	-	54
特別損失	378	68
固定資産処分損	4	2
減損損失	4,373	4,66
税金等調整前中間純利益	1,678	2,664
法人税、住民税及び事業税	535	673
法人税等調整額	67	164
法人税等合計	468	837
中間純利益	1,210	1,826
非支配株主に帰属する中間純利益	12	19
親会社株主に帰属する中間純利益	1,197	1,806

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
中間純利益	1,210	1,826
その他の包括利益	1,545	1,801
その他有価証券評価差額金	1,555	1,792
退職給付に係る調整額	10	9
中間包括利益	334	25
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	347	5
非支配株主に係る中間包括利益	12	19

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	55,474	441	73,242
当中間期変動額					
剰余金の配当			236		236
親会社株主に帰属する中間純利益			1,197		1,197
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		24		128	104
自己株式処分差損の振替		24	24		-
土地再評価差額金の取崩			44		44
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	980	128	1,109
当中間期末残高	10,000	8,208	56,455	312	74,351

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,123	3,024	244	344	209	493	73,601
当中間期変動額							
剰余金の配当							236
親会社株主に帰属する中間純利益							1,197
自己株式の取得							0
自己株式の処分							104
自己株式処分差損の振替							-
土地再評価差額金の取崩							44
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,555	44	10	1,589	86	11	1,664
当中間期変動額合計	1,555	44	10	1,589	86	11	554
当中間期末残高	4,679	2,980	234	1,933	123	505	73,046

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,000	8,208	56,902	312	74,798
当中間期変動額					
剰余金の配当			238		238
親会社株主に帰属する中間純利益			1,806		1,806
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		9		18	9
自己株式処分差損の振替		9	9		-
土地再評価差額金の取崩			175		175
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	1,735	18	1,754
当中間期末残高	10,000	8,208	58,638	294	76,553

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	542	2,813	439	2,710	139	516	78,165
当中間期変動額							
剰余金の配当							238
親会社株主に帰属する中間純利益							1,806
自己株式の取得							0
自己株式の処分							9
自己株式処分差損の振替							-
土地再評価差額金の取崩							175
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,792	175	9	1,977	10	18	1,948
当中間期変動額合計	1,792	175	9	1,977	10	18	194
当中間期末残高	2,334	2,637	430	733	149	535	77,971

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,678	2,664
減価償却費	296	408
減損損失	373	66
持分法による投資損益(は益)	6	0
貸倒引当金の増減()	155	210
賞与引当金の増減額(は減少)	2	21
役員賞与引当金の増減額(は減少)	11	6
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	161	134
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	48	-
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	10	6
偶発損失引当金の増減()	0	29
資金運用収益	7,554	8,202
資金調達費用	120	292
有価証券関係損益()	286	94
為替差損益(は益)	25	22
固定資産処分損益(は益)	4	52
貸出金の純増()減	2,346	874
預金の純増減()	27,041	48,595
譲渡性預金の純増減()	8,756	7,504
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	2,300	10,300
預け金(預入期間三ヶ月超)の純増()減	5	-
債券貸借取引受入担保金の純増減()	15,999	5,817
外国為替(資産)の純増()減	245	406
外国為替(負債)の純増減()	11	13
資金運用による収入	7,588	8,206
資金調達による支出	134	181
その他	3,734	6,388
小計	37,284	67,916
法人税等の支払額	269	885
営業活動によるキャッシュ・フロー	37,014	67,030
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	77,033	71,422
有価証券の売却による収入	54,953	46,432
有価証券の償還による収入	12,524	20,689
有形固定資産の取得による支出	127	243
有形固定資産の売却による収入	31	494
無形固定資産の取得による支出	106	44
投資活動によるキャッシュ・フロー	9,757	4,093

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	56	63
配当金の支払額	236	238
非支配株主への配当金の支払額	1	1
自己株式の取得による支出	0	0
ストックオプションの行使による収入	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	294	302
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	26,962	62,634
現金及び現金同等物の期首残高	104,368	85,974
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 131,330	1 148,608

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

会社名 たいこうカード株式会社
大光キャピタル&コンサルティング株式会社

(2) 非連結子会社

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社 1社

会社名 大光リース株式会社

(3) 持分法非適用の非連結子会社

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連会社

会社名 大光SBI地域活性化投資事業有限責任組合

持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は9月末日であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,152百万円（前連結会計年度末は3,586百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
株式	321百万円	319百万円
出資金	2百万円	11百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,427百万円	3,571百万円
危険債権額	23,265百万円	23,399百万円
要管理債権額	101百万円	95百万円
三月以上延滞債権額	25百万円	23百万円
貸出条件緩和債権額	76百万円	71百万円
小計額	26,794百万円	27,066百万円
正常債権額	1,142,423百万円	1,141,690百万円
合計額	1,169,218百万円	1,168,756百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	5,267百万円	3,675百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	24,037百万円	29,769百万円
貸出金	34,193百万円	29,668百万円
計	58,230百万円	59,437百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	23,998百万円	29,816百万円
借入金	70,200百万円	80,500百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
現金預け金	5百万円	5百万円
有価証券	79,403百万円	88,109百万円
その他資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
保証金・敷金	149百万円	150百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	207,641百万円	213,531百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	191,295百万円	196,956百万円
うち任意の時期に無条件で取消可能なもの	2,694百万円	2,634百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	4,491百万円	4,184百万円

7.有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	8,962百万円	8,991百万円

8.「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	12,607百万円	12,083百万円

(中間連結損益計算書関係)

1.その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
貸倒引当金戻入益	72百万円	-百万円
償却債権取立益	42百万円	358百万円
株式等売却益	1,444百万円	589百万円

2.営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
給与手当	3,207百万円	3,365百万円

3.その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自2023年4月1日 至2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自2024年4月1日 至2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	-百万円	114百万円
貸出金償却	777百万円	74百万円
株式等売却損	748百万円	547百万円

4. 減損損失

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当中間連結会計期間において、営業キャッシュ・フローの低下、使用方法の変更等により、投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、次の資産について帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額373百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失 (百万円)
新潟県内	営業用店舗 5 カ所	土地、建物、その他の固定資産	245
			(うち土地 165)
			(うち建物 59)
新潟県外	営業用店舗 1 カ所	土地、その他の固定資産	(うちその他の固定資産 20)
			128
			(うち土地 128)
			(うちその他の固定資産 0)
合計			373

営業用店舗についてはフルバンキング機能を構成する営業店グループ又は営業店単位で、遊休資産及び処分予定資産については各々独立した単位でグルーピングを行っております。また、銀行全体に関連する資産である本部、事務センター及び厚生施設等については共用資産としております。

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額と使用価値のいずれが高い方としております。正味売却価額は路線価など市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額より処分費用見込額を控除して算出しております。使用価値による場合は将来キャッシュ・フローを0.4%で割り引いて算出しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	-	-	9,671	
合計	9,671	-	-	9,671	
自己株式					
普通株式	211	0	61	149	(注)1.2
合計	211	0	61	149	

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少61千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間		当中間連結 会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプ ションとしての新 株予約権			-		123		
	合計			-		123		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	236	25.0	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	238	利益剰余金	25.0	2023年9月30日	2023年12月6日

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計期間 増加株式数	当中間連結会計期間 減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	9,671	-	-	9,671	
合計	9,671	-	-	9,671	
自己株式					
普通株式	150	0	9	141	(注) 1. 2
合計	150	0	9	141	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取による増加0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少は、ストック・オプションの行使による減少9千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプ ションとしての新 株予約権		-			149	
	合計		-			149	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	238	25.0	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	285	利益剰余金	30.0	2024年9月30日	2024年12月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	131,335百万円	148,613百万円
定期預け金(預入期間3ヵ月超)	5 "	5 "
現金及び現金同等物	131,330 "	148,608 "

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

事務機器等であります。

無形固定資産

ソフトウェアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(3) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年内	69	82
1年超	406	397
合計	475	480

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注)参照)。また、現金預け金、外国為替(資産・負債)及び債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	18,592	18,428	163
その他有価証券(*1)	332,405	332,405	-
(2) 貸出金	1,148,084		
貸倒引当金(*2)	5,446		
	1,142,638	1,133,002	9,636
資産計	1,493,636	1,483,836	9,800
(1) 預金	1,399,881	1,399,947	66
(2) 譲渡性預金	37,912	37,912	-
(3) 借入金	70,200	69,352	847
負債計	1,507,993	1,507,213	780
デリバティブ取引(*3)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

(*1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	18,069	17,799	269
其他有価証券（*1）	334,480	334,480	-
(2) 貸出金	1,147,210		
貸倒引当金（*2）	5,239		
	1,141,970	1,130,942	11,028
資産計	1,494,520	1,483,222	11,297
(1) 預金	1,448,476	1,448,237	239
(2) 譲渡性預金	30,407	30,407	-
(3) 借入金	80,500	79,564	935
負債計	1,559,384	1,558,209	1,175
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	23	23	-
デリバティブ取引計	23	23	-

（*1） 其他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*3） 其他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注）市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
非上場株式（*1）（*2）	820	795
組合出資金（*3）	1,305	1,231

（*1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2） 前連結会計年度において、非上場株式の減損処理額はありません。

当中間連結会計期間において、非上場株式について24百万円減損処理を行っております。

（*3） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（*1）				
国債・地方債等	53,466	46,545	-	100,012
社債	-	72,889	-	72,889
株式	10,906	-	-	10,906
その他	45,626	97,980	-	143,607
デリバティブ取引				
通貨関連	-	3	-	3
資産計	109,999	217,419	-	327,419
デリバティブ取引				
通貨関連	-	0	-	0
負債計	-	0	-	0

（*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は4,989百万円であります。

第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価格を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価格を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上（*2）					
-	-	23	4,965	-	-	4,989	-

（*2） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券（*1）				
国債・地方債等	66,637	37,714	-	104,352
社債	-	73,761	-	73,761
株式	10,313	-	-	10,313
その他	36,487	101,601	-	138,088
デリバティブ取引				
通貨関連	-	23	-	23
資産計	113,438	213,100	-	326,539
デリバティブ取引				
通貨関連	-	0	-	0
負債計	-	0	-	0

（*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24 - 9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は7,964百万円であります。

第24 - 9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首 残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却 及び償還の 純額	投資信託の 基準価格を 時価とみな すこととし た額	投資信託の 基準価格を 時価とみな さないこと とした額	期末残高	当期の損益に計上 した額のうち中間 連結貸借対照表日 において保有する 投資信託の評価損 益
	損益に 計上	その他の包括 利益に計上 （*2）					
4,989	-	125	2,849	-	-	7,964	-

（*2） 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(2) 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	5,001	-	-	5,001
社債	-	-	12,443	12,443
その他	-	984	-	984
貸出金	-	-	1,133,002	1,133,002
資産計	5,001	984	1,145,446	1,151,431
預金	-	1,399,947	-	1,399,947
譲渡性預金	-	37,912	-	37,912
借入金	-	69,352	-	69,352
負債計	-	1,507,213	-	1,507,213

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	4,953	-	-	4,953
社債	-	-	11,878	11,878
その他	-	968	-	968
貸出金	-	-	1,130,942	1,130,942
資産計	4,953	968	1,142,820	1,148,742
預金	-	1,448,237	-	1,448,237
譲渡性預金	-	30,407	-	30,407
借入金	-	79,564	-	79,564
負債計	-	1,558,209	-	1,558,209

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しており、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いた割引現在価値により時価を算定しております。

これらの取引については、レベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日（連結決算日）に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は、市場金利を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、店頭取引（為替予約）であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法等の評価技法を利用して時価を算定しております。この評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート等であり、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」勘定以外で表示されているものではありません。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	2,979	3,009	29
	地方債	-	-	-
	社債	930	931	0
	その他	-	-	-
	小計	3,910	3,940	29
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,005	1,992	13
	地方債	-	-	-
	社債	11,677	11,512	164
	その他	1,000	984	15
	小計	14,682	14,488	193
合計		18,592	18,428	163

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	1,993	2,006	12
	地方債	-	-	-
	社債	40	40	0
	その他	-	-	-
	小計	2,033	2,046	12
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	2,992	2,946	45
	地方債	-	-	-
	社債	12,043	11,838	204
	その他	1,000	968	31
	小計	16,035	15,753	282
合計		18,069	17,799	269

2. その他有価証券

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,786	3,448	7,338
	債券	30,203	30,066	136
	国債	8,487	8,443	44
	地方債	8,888	8,867	20
	社債	12,827	12,756	71
	その他	60,333	58,398	1,935
	小計	101,323	91,913	9,410
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	119	131	11
	債券	142,698	145,554	2,855
	国債	44,979	45,798	819
	地方債	37,657	38,357	699
	社債	60,061	61,398	1,336
	その他	88,262	95,826	7,563
	小計	231,081	241,512	10,430
合計		332,405	333,425	1,020

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	10,066	3,179	6,887
	債券	31,033	30,800	233
	国債	14,055	13,894	160
	地方債	6,479	6,454	24
	社債	10,498	10,451	47
	その他	42,389	41,265	1,123
	小計	83,489	75,245	8,244
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	246	276	30
	債券	147,080	150,379	3,299
	国債	52,582	53,619	1,037
	地方債	31,234	32,027	792
	社債	63,262	64,732	1,470
	その他	103,664	112,188	8,523
	小計	250,991	262,844	11,853
合計		334,480	338,090	3,609

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額はありません。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための「合理的な基準」として、期末日の時価が簿価の30%以上下落したものについて、個々の銘柄の時価の回復可能性の判断を行い、時価が回復する見込みがあると認められないものについて減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 (2024年 3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間 (2024年 9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託 (運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度 (2024年 3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間 (2024年 9月30日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表 (連結貸借対照表) に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (2024年 3月31日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	1,020
その他有価証券	1,020
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産	477
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	542
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	542

当中間連結会計期間 (2024年 9月30日現在)

	金額 (百万円)
評価差額	3,609
その他有価証券	3,609
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産	1,275
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,334
() 非支配株主持分相当額	-
(+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	2,334

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日(連結決算日)における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	1,667	-	3	3
	買建	121	-	0	0
合計		-	-	3	3

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約				
	売建	1,593	-	23	23
	買建	156	-	0	0
合計		-	-	23	23

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当ありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
営業経費	17百万円	19百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

	2023年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式35,280株
付与日	2023年7月10日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2023年7月11日~2053年7月10日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	909.96円

- (注)1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

	2024年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(監査等委員である取締役を除く)7名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)1	普通株式33,420株
付与日	2024年7月12日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2024年7月13日~2054年7月12日
権利行使価格	1円
付与日における公正な評価単価(注)2	1,425.80円

- (注)1. 株式数に換算して記載しております。
2. 1株あたりに換算して記載しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

区分	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	11,001	11,057
うち役員取引等収益	1,781	1,806
うち預金・貸出業務	608	554
うち為替業務	272	273
うち投信・保険窓販業務	519	634

- (注)役員取引等収益の預金・貸出業務、為替業務及び投信・保険窓販業務に係る収益は、主に銀行業務から発生しております。なお、上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。なお、「その他」にはクレジットカード業務等が含まれております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	5,853	3,139	2,009	11,001

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	その他	合計
外部顧客に対する経常 収益	6,321	2,639	2,096	11,057

(注)一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦以外の国又は地域に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当行グループは、報告セグメントが銀行業のみであり、当行グループの業績における「その他」の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当中間連結会計期間 (2024年 9 月30日)
1 株当たり純資産額		8,140円59銭	8,109円61銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	78,165	77,971
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	656	685
(うち新株予約権)	百万円	(139)	(149)
(うち非支配株主持分)	百万円	(516)	(535)
普通株式に係る中間期末 (期末) の純資産額	百万円	77,509	77,286
1 株当たり純資産額の算定に用いられた中間 期末 (期末) の普通株式の数	千株	9,521	9,530

2 . 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年 4 月 1 日 至 2023年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)
(1) 1 株当たり中間純利益	円	126.16	189.68
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,197	1,806
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純 利益	百万円	1,197	1,806
普通株式の期中平均株式数	千株	9,492	9,526
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	124.65	187.44
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	115	113
うち新株予約権	千株	115	113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3【中間財務諸表】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	4 85,979	4 148,613
金銭の信託	2,966	2,956
有価証券	1, 2, 4, 6 352,851	1, 2, 4, 6 354,305
貸出金	2, 3, 4, 5 1,148,432	2, 3, 4, 5 1,147,543
外国為替	2 2,305	2 1,899
その他資産	2 10,636	2 8,594
その他の資産	4 10,636	4 8,594
有形固定資産	14,665	14,410
無形固定資産	857	790
前払年金費用	3,121	3,257
繰延税金資産	2,092	2,648
支払承諾見返	2 4,435	2 5,432
貸倒引当金	5,457	5,262
資産の部合計	1,622,888	1,685,188
負債の部		
預金	1,399,918	1,448,513
譲渡性預金	37,912	30,407
債券貸借取引受入担保金	4 23,998	4 29,816
借入金	4 70,200	4 80,500
外国為替	14	27
その他負債	7,346	11,675
未払法人税等	780	547
リース債務	384	458
資産除去債務	127	127
その他の負債	6,054	10,540
賞与引当金	409	430
役員賞与引当金	10	17
睡眠預金払戻損失引当金	328	321
偶発損失引当金	140	170
再評価に係る繰延税金負債	1,440	1,362
支払承諾	4,435	5,432
負債の部合計	1,546,155	1,608,675

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	8,208	8,208
資本準備金	8,208	8,208
利益剰余金	56,426	58,145
利益準備金	1,791	1,791
その他利益剰余金	54,635	56,354
固定資産圧縮積立金	2	3
別途積立金	21,000	21,000
繰越利益剰余金	33,632	35,350
自己株式	312	294
株主資本合計	74,322	76,060
その他有価証券評価差額金	542	2,334
土地再評価差額金	2,813	2,637
評価・換算差額等合計	2,270	303
新株予約権	139	149
純資産の部合計	76,733	76,512
負債及び純資産の部合計	1,622,888	1,685,188

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
経常収益	10,817	10,833
資金運用収益	7,545	8,197
(うち貸出金利息)	5,729	5,954
(うち有価証券利息配当金)	1,685	2,039
役務取引等収益	1,652	1,637
その他業務収益	9	17
その他経常収益	1,610	1,980
経常費用	8,792	8,212
資金調達費用	120	292
(うち預金利息)	75	238
役務取引等費用	898	925
その他業務費用	413	114
営業経費	2,580	2,597
その他経常費用	3,154	3,882
経常利益	2,025	2,620
特別利益	-	54
特別損失	378	68
税引前中間純利益	1,647	2,607
法人税、住民税及び事業税	525	654
法人税等調整額	66	162
法人税等合計	459	817
中間純利益	1,188	1,790

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	2	21,000	32,232	55,025	441	72,793
当中間期変動額											
剰余金の配当								236	236		236
固定資産圧縮積立金の取崩						0		0	-		-
中間純利益								1,188	1,188		1,188
自己株式の取得										0	0
自己株式の処分			24	24						128	104
自己株式処分差損の振替			24	24				24	24		-
土地再評価差額金の取崩								44	44		44
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)											
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	0	-	972	971	128	1,100
当中間期末残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	2	21,000	33,204	55,997	312	73,893

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,123	3,024	99	209	72,903
当中間期変動額					
剰余金の配当					236
固定資産圧縮積立金の取崩					-
中間純利益					1,188
自己株式の取得					0
自己株式の処分					104
自己株式処分差損の振替					-
土地再評価差額金の取崩					44
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,555	44	1,599	86	1,685
当中間期変動額合計	1,555	44	1,599	86	585
当中間期末残高	4,679	2,980	1,698	123	72,318

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	2	21,000	33,632	56,426	312	74,322
当中間期変動額											
剰余金の配当								238	238		238
固定資産圧縮積立金の積立						1		1	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩						0		0	-		-
中間純利益								1,790	1,790		1,790
自己株式の取得										0	0
自己株式の処分			9	9						18	9
自己株式処分差損の振替			9	9				9	9		-
土地再評価差額金の取崩								175	175		175
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）											
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	0	-	1,717	1,718	18	1,737
当中間期末残高	10,000	8,208	-	8,208	1,791	3	21,000	35,350	58,145	294	76,060

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	542	2,813	2,270	139	76,733
当中間期変動額					
剰余金の配当					238
固定資産圧縮積立金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
中間純利益					1,790
自己株式の取得					0
自己株式の処分					9
自己株式処分差損の振替					-
土地再評価差額金の取崩					175
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,792	175	1,967	10	1,957
当中間期変動額合計	1,792	175	1,967	10	220
当中間期末残高	2,334	2,637	303	149	76,512

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：8年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破 綻 先：破産、特別清算等もしくは手形交換所の取引停止処分等の事由により経営破綻に陥っているなど法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないが、実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先：現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要 管 理 先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権(貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権)である債務者

要 注 意 先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調または不安定で財務内容に問題があり今後の管理に注意を要する債務者

正 常 先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

破綻先に係る債権及び実質破綻先に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、破綻懸念先に係る債権については、以下の大口債務者に係る債権を除き、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

破綻懸念先及び要管理先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により計上しております。

上記以外の債権については、主として正常先と要注意先は今後1年間の予想損失額、要管理先は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しております。

予想損失額は正常先と要注意先は1年間、要管理先と破綻懸念先は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき算出した率と、景気循環の平均期間を反映したより長い期間の貸倒実績率の平均値を比較して、高い方の率に基づき将来見込みに応じて、より実態を反映するための修正を加えて計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,152百万円(前事業年度末は3,586百万円)であります。

- (2) 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金
役員賞与引当金は、役員への業績連動型報酬の支払いに備えるため、役員に対する業績連動型報酬の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（8年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理
- (5) 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について、預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
- (6) 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度等に伴う費用負担金の支払いに備えるため、過去の負担実績に基づく負担金支払見込額を計上しております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (2) 消費税等の会計処理
有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	55百万円	55百万円
出資金	2百万円	11百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	3,333百万円	3,485百万円
危険債権額	23,264百万円	23,398百万円
要管理債権額	101百万円	93百万円
三月以上延滞債権額	24百万円	21百万円
貸出条件緩和債権額	76百万円	71百万円
小計額	26,699百万円	26,977百万円
正常債権額	1,141,073百万円	1,140,331百万円
合計額	1,167,772百万円	1,167,308百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	5,267百万円	3,675百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	24,037百万円	29,769百万円
貸出金	34,193百万円	29,668百万円
計	58,230百万円	59,437百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	23,998百万円	29,816百万円
借入金	70,200百万円	80,500百万円

上記のほか、為替決済、歳入代理店等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
預け金	5百万円	5百万円
有価証券	79,403百万円	88,109百万円
その他の資産	5,000百万円	5,000百万円

また、その他の資産には、保証金・敷金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
保証金・敷金	149百万円	150百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	204,947百万円	210,896百万円
うち契約残存期間が1年以内のもの	191,295百万円	196,956百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	12,607百万円	12,083百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金戻入益	83百万円	-百万円
償却債権取立益	42百万円	358百万円
株式等売却益	1,444百万円	589百万円

2. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	228百万円	298百万円
無形固定資産	66百万円	108百万円

3. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
貸倒引当金繰入額	-百万円	113百万円
貸出金償却	777百万円	73百万円
株式等売却損	748百万円	547百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で市場価格があるものは該当ありません。

なお、市場価格がない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
子会社株式	46	46
関連会社株式	9	9

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、中間連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【その他】

中間配当

2024年11月8日開催の取締役会において、第123期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当額 285百万円

(ロ) 1株当たりの中間配当金 30円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日 2024年12月6日

(ニ) 支払開始日 2024年12月6日

(注) 2024年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月15日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月15日

株式会社 大光銀行

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

新潟事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神代 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石黒 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社大光銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第123期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社大光銀行の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要なに応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。